平成２２年（フ）第６２号
和歌山県岩出市曽屋421番地の14
債務者　冨薮　真輝
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６７号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅2716番地７
債務者　足立　史子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５９号
名古屋市天白区原２丁目1407番地　カメリア101号
債務者　花井　　哲
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８４号
愛知県津島市藤里町３丁目24番地１　クレールコートⅡ202号
債務者　片野坂秀樹（旧姓水谷）
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６８号
名古屋市中村区鳥居通４丁目２番地　荘苑鳥居302号
債務者　磯部あづさ
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９号
松江市上乃木６丁目11番33号
債務者　上山　　光
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１号
島根県八束郡東出雲町大字出雲郷219番地36、前住所松江市古志原２丁目９番16―２号
債務者　小村　里美
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３１号
山口市吉敷赤田５丁目９番18号
債務者　池田　勝之
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４号
山口市小郡上郷1501番地23　原田幸江方
債務者　岡田　裕子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６号
山口県防府市大字高井141番地の６　岡本アパート203
債務者　橋本　啓治
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７号
山口県防府市松原町６番15号
債務者　前田　太郎
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８号
山口県防府市松原町６番15号
債務者　前田千榮子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９号
山口県防府市松原町６番15号
債務者　前田　自眞
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１号
山口市徳地堀1845番地５
債務者　高原　リエ
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６号
和歌山市鳴神139番地の１　市営住宅67号
債務者　北　　佳之
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３５号
和歌山市野崎153番地18号
債務者　山本　正弘
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１２９号
川崎市宮前区宮崎174番地３　ネスト宮崎台203、前住所東京都板橋区舟渡１丁目８番８号　エコロジー浮間舟渡レジデンス506号
債務者　花田真美子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係